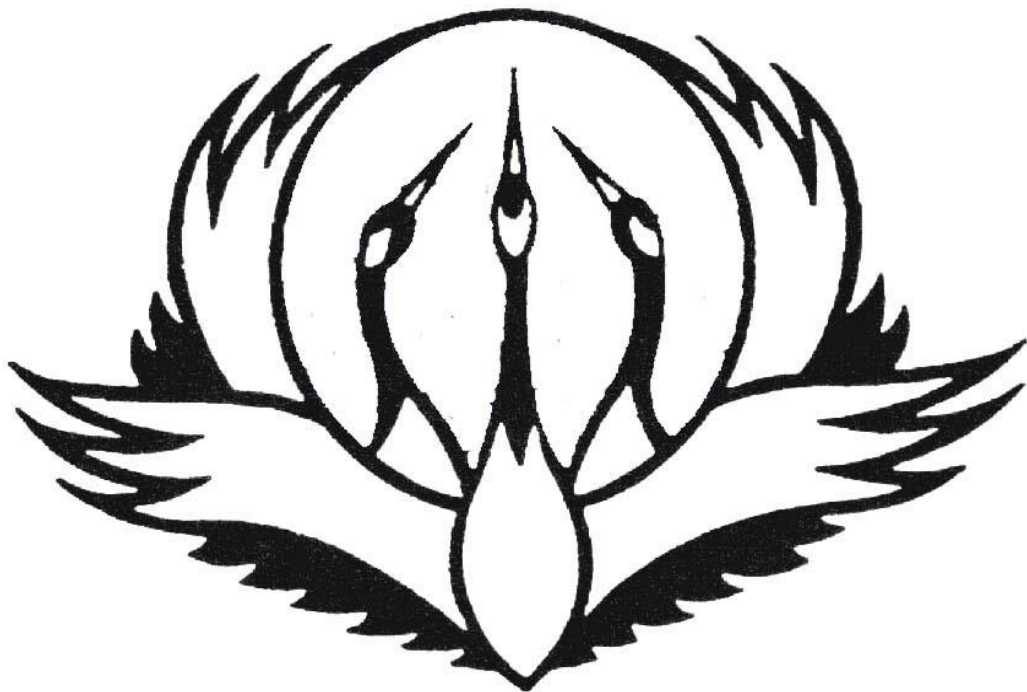


進路の手引き



長崎県立鶴南特別支援学校 進路指導部

令和6年度

目 次

「進路の手引き」活用について

・障害者総合支援法について	1～3
・キャリアパスポートについて	4～5
・各部の進路指導	6～10
・高等部卒業後の進路先について	11
・高等部卒業後の進路先（過去3か年） 障害福祉サービス利用の手続きについて 一般企業の就労までの流れ（3年のみ）	12
・現場実習の流れ、現場実習先の検討	13
・重度判定について	14
・高等部卒業後の関係機関について	14～15
・自立を目指す生活の場について （宿泊型自立訓練事業所、グループホーム、アパート等での一人暮らし）	15
・特別児童扶養手当について	16
・障害基礎年金について	17

～「進路の手引き」活用について～

この「進路の手引き」は、高等部卒業後の進路決定までに関わる情報を掲載しております。

ぜひ、お子さまが小学部のときから、中学部及び高等部卒業後の進路をイメージしてください。お子さまが進学すると、卒業後に向けての様々な手続きが必要となります。どのような手続きがあるかを知っておくだけでも、進学したときに、慌てることなく安心です。

小学部、中学部、高等部、それぞれの段階で進路について考えることがあります。そのときには、「進路の手引き」を参考にしてください。

この「進路の手引き」が、お子さまの進路決定の一助になれば幸いです。

鶴南特別支援学校 進路指導部

高等部 卒業後の進路先を知りたい方は

○福祉サービス

- ・「施設・事業所一覧」を検索（長崎県のホームページ）
- ・「障害福祉サービス等事業所一覧」を検索（長崎市のホームページ）

各施設のホームページを検索

○企業

- ・鶴南のホームページで、過去の進路先を確認

※P13の「現場実習先の検討」も参考に

※具体的な情報を知りたい方は、担任を通じて高等部進路指導部までご連絡ください。

障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法の概要

障害福祉に関わる新しい法律が制定され、平成25年4月1日に施行されました。新法の概要について、一部、掲載いたします。

法律名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） ※平成21年 障害者自立支援法 廃止 平成22年～24年 整備法（つなぎ法）
基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 ※今までは「自立」を目的としていたが、新法では「個人としての尊重」を目的としている。
障害者（児）の範囲	障害者の範囲に難病等を加えた。（例）パーキンソン病、ベーチェット病 等 ※難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象。
障害支援区分の創設	現行：「障害程度区分」→新法：「障害支援区分」（平成26年4月1日施行）・・・障害の程度（重さ）ではなく、標準的な支援の度合いを示す区分であることが分かりにくかったため。
障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・・・厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象を拡大。 ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成26年4月1日施行） ③ 地域移行支援の対象拡大（平成26年4月1日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・・・入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他重点的な支援を要するものであって、厚生労働省令で定めるもの（保護施設、矯正施設等を退所する障害者など） ④ 地域生活支援事業の追加（平成25年4月1日） <ul style="list-style-type: none"> ・・・市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 (2) 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 (3) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 (4) 意識疎通支援を行う者の養成

※障害者自立支援法の骨格はそのままにして、内容や在り方など細かな部分が少しずつ変更しています。詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページも参考にしてください。

(2) 障害者総合支援法の主なポイント

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編した。
- ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させる。
- ④ 就労支援を抜本的に強化する。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

(3) 福祉サービスの体系

訓練等給付のサービスを利用する場合、障害支援区分は必要ありません。（訓練等給付の利用に必修ではありませんが、基本的に障害者支援区分の認定を受けていただくようお願いをしています）

【サービス】（介護給付）

項目	内容	支援区分
① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1以上
② 重度訪問	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	4以上
③ 同行援護	視覚障害者により、移動に著しく困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	2以上
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	3以上
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	6以上
⑥ 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1以上
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	5以上
⑧ 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	3以上
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	4以上

【サービス】（訓練等給付）

項 目	内 容
① 自立訓練（機能訓練）	一定期間（標準利用機関は1年6か月）理学療法などの身体的なりハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事などを訓練しています。
② 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間（2年間）生活能力の向上のための訓練等を提供します。（身体障害者は生活訓練の対象ではありません）
③ 就労移行支援	就労を希望する障害者に対して、一定期間（2年間）生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
④ 就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者であって、雇用に結びつかなかった者に対して就労の機会や生産活動等の機会を提供し、就労に対する知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
⑤ 就労継続支援 B 型	就労の機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上が期待される者であって、雇用に結びつかなかった者に対して就労の機会や生産活動等の機会を提供し、就労に対する知識や能力の向上を図る訓練を行います。
⑥ 共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
⑦ 宿泊型自立訓練	就労している知的に障害がある人が居室等の設備を利用し、独立自活に必要な助言及び指導を受けられる宿泊型施設である。

※卒業後、すぐに就労継続支援 B 型の利用は原則認められていません。在学中に就労移行支援の「受給者証の暫定支給」を受け、「就労移行支援事業所でアセスメント」の結果が必要です。また、就労継続支援 A 型やグループホームなどの利用についても福祉サービスの利用となりますので就労継続支援 B 型と同じ、受給者証の暫定支給を受けるため「サービス等利用計画」を作成する必要がありますので、「相談支援事業所」へ連絡をしてください。あわせて、就労継続支援 A 型は、ハローワークからの「紹介状」を受け取り、事業所との契約手続きを進めます。



<相談支援事業所利用までの流れ>

- ①市役所へ相談 ②相談支援員へ連絡 ③担当の相談支援が決まる ④支援員が「支援計画（案）」作成し、市町村へ提出 ⑤受給者証の交付 ⑥サービス事業所利用・通所開始



- ①相談者が市役所・町村役場へ相談・申し込みに行く。
- ②市役所・町村役場でもらった相談支援事業所一覧の中から自分で選んで決め、相談をする。
- ③相談支援員が支援計画（案）を作成し、利用サービス事業所に紹介をする。
- ④相談支援員が市町村の窓口に支援計画（案）提出する。 ⑤受給者証の交付。 ⑥サービス利用開始。

キャリアパスポートについて

○キャリアパスポートってなんだろう？



特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心に各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである！

○どんな風に取り組むの？



教師や保護者が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などを支援し、個性を伸ばす指導へ！

○キャリアパスポートの意義は？



各教科等における学習や特別活動



キャリアパスポート



キャリア教育が
充実できる！！

○具体的にどのような内容で実践するの？

（様式について）

- ・国や都道府県等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域、学校で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。

（工夫するところ）

- ・児童生徒自らが記録するもので、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し将来への展望を図ることができるもの。
- ・教科のみ、科目のみ、学校行事のみとならないように「教科学習」「教科外活動」「学校外の活動」の3つの視点で振り返り、見通しがもてる内容にすること。
- ・小学部から高等部卒業までの記録を蓄積する前提の内容にすること。
- ・各シートは、A4版に統一し、年間5枚程度とする。
- ・大人（家庭・地域・教師）と一緒に児童・生徒が対話的に関わることができるもの。

☆障害のある児童生徒の将来の進路については、幅広い選択の可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた**障害のある人の就労について理解**するとともに、必要に応じて労働局や福祉部局と連携して取り組むこと。

○「キャリアパスポート」の引継ぎ及び管理について

- ・学校間の引継ぎ→原則、児童生徒を通じて行うこと。
- ・学校内の引継ぎ→原則、教師間で行うこと。
- ・管理については、学級担任を中心に学校で管理を行う。
- ・高等部卒業、または転校する際には、キャリアパスポートファイルを家庭へ持ち帰る。

○実際の記入シートの一部を紹介

《小学部》

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

毎学期のはじめに①学習②生活③自宅でがんばることの目標を立てる。

学期の終わりに教師と一緒に目標に対しての振り返りを行う。

学期の終わりに教師と保護者からコメントを記入する。



小学部6年間のキャリアパスポートを中学部にもちあがります！！

《中学部》

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

中学部も基本的には小学部と同じ記入方法で取り組む。

中学部3年間のキャリアパスポートを高等部にもちあがります！



《高等部》

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

がっきの もくひょう
ねん なまえ

がくしゅう できたかな？

せいかつ できたかな？

よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし △

○学習の目標に対しての学校の様子、記入した内容
○家庭が対応したところ、これから頑張りたいところ

高等部では、校内実習や現場実習の取り組みについてのシートも保管します。

各部の進路指導

※進路相談は年間を通して随時行う。

【小学部】【中学部】

月	小学部	中学部
4	キャリアパスポート・進路希望調査・個人面談など	
5	居住地校交流（5月～12月）	
6	異学年交流	中1高等部見学 中2高等部実習報告会へ参加
7	キャリアパスポート	
8	第1回進路指導委員会	
9	キャリアパスポート	中3進路希望調査 中3高等部作業体験
10		進路学習会 中3高等部実習報告会へ参加
11		
12	キャリアパスポート	職場体験（中2）
	職場体験報告会（中2） 小学部高学年参加	
1	キャリアパスポート 進路学習会 中学部体験（小6）	※進路決定（中3） ※高等部願書提出（中3） 中1高等部実習報告会へ参加
2	第2回進路指導委員会	
3	キャリアパスポート ※高等部入学選考（中3）	

居住地校との交流及び共同学習（居住地校交流）について

小、中学部では、様々な人たちと好ましい人間関係を育むこと、現在だけでなく卒業後にも、生活の基盤となる地域とつながりをもちながら生活していくことを目指して、居住地校交流を進めています。各学校の授業に入り、学習を一緒に行う直接交流や、手紙のやりとりなどの間接交流を実施しています。交流の内容は、児童生徒の実態に応じて、居住地校と相談しながら決定していきます。

（交流内容の例）

直接交流・・・教科学習への参加、総合的な学習の時間でのフィールドワークへの参加、特別活動でのレクリエーション交流など

間接交流・・・手紙のやりとりや、リモートによる交流など

※新年度に希望調査を実施します。詳細については担任にご相談ください。

<高等部入学者選考検査までの流れ>

1・2年 **学校見学**
・受けたい学校がある場合は、見学しておく。(各学校の学校見学会など)

3年 4月 **個人懇談**
↓
・中学部卒業後の進路について

5月 **PTA総会**
・「高等部入学者選考検査までの流れ」対象：中学部3年生保護者
・オープンスクール等の希望について

9月～10月初

↓ **体験入学**
・受けたい学校の体験入学をする。
進路面談：保護者、担任、(部主事) (希望者)
・最終的な進路決定を行う。

10月下旬 **個人面談** (希望者)



1月 **入試説明会**
↓
・提出書類や入試の日程、注意事項の説明を受け、願書・写真票の作成、封筒の準備を行う。

2月初 **書類提出**
↓
・願書や写真票の確認を担任と保護者で行う。

3月初 **受検**
↓
・保護者引率での受検。

3月中 **合格発表、合格者説明** ・高等部に関する説明、制服の採寸、教科書代等の支払い。

※希望が丘高等特別支援学校、虹の原特別支援学校就業サービス科、長崎大学教育学部附属特別支援学校への進学を希望する場合は、日程が異なります。その場合は、担任にお早めにご相談ください。

高等部入学者選考検査合格後の費用（本校高等部R 6年度の場合）

(1) 入学時に必要な経費

男子：111,762円 女子：113,412円

- ① 教科書代 5,472円（合格者説明会で支払う
入学後にも購入する教科書【3,000円弱】がある）
- ② 制服代 男子 75,790円 女子 77,440円
（制服採寸後、業者へ振り込む。）※ポロシャツ代含む
※別途、送料が必要です。
- ③ 体操服代 16,650円（合格者説明会で支払う
サイズにより値段が異なる場合あり）
- ④ 作業服代 7,800円（合格者説明会で支払う
サイズにより値段が異なる場合あり）
- ⑤ 作業シャツ代 3,850円（合格者説明会で支払う、どちらか一方のみの購入可）
（半袖【1,750円】、長袖【2,100円】）
- ⑥ 教材費 2,200円程度（合格者説明会で支払う）

※合格者説明会時に必要な経費

合格者説明会時には、「教科書代」「体操服代」「作業服、シャツ代」「教材費」の支払いがありますので、当日に**36,000円**程度必要となります。
（制服代は後日、業者口座への振り込みとなります）

(2) 毎月の校納金

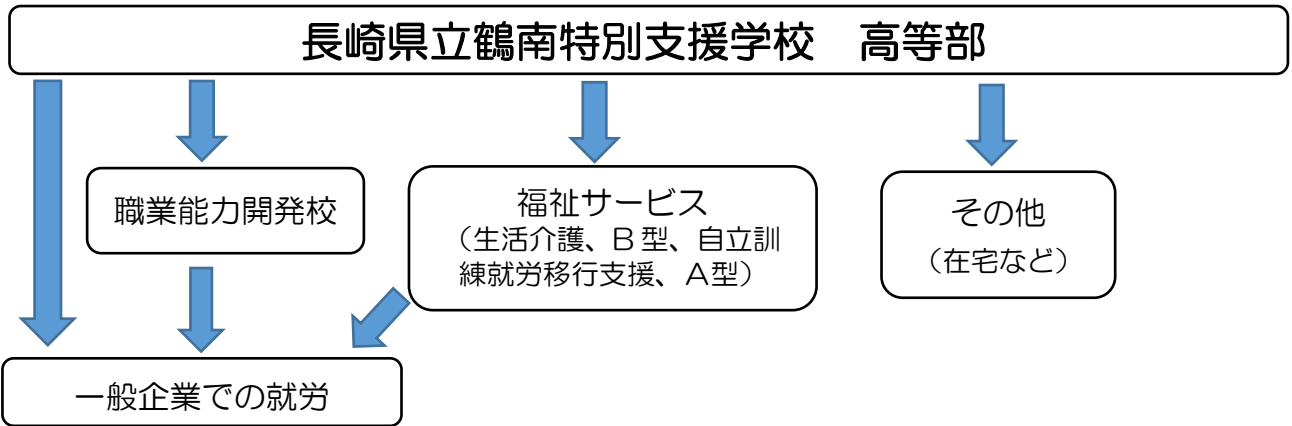
項目	金額		備考
	1、2年	3年	
PTA会費	500円	500円	
進路指導費	800円	800円	
作業実習費	400円	400円	
後援会費	400円	400円	
生徒会費	100円	100円	
修学旅行積み立て	5,400円	0円	
学級費	1,500円	1,500円	4月のみ
合計	4月 9,100円	4月 3,700円	
	5月から 7,600円	5月から 2,200円	

【高等部】

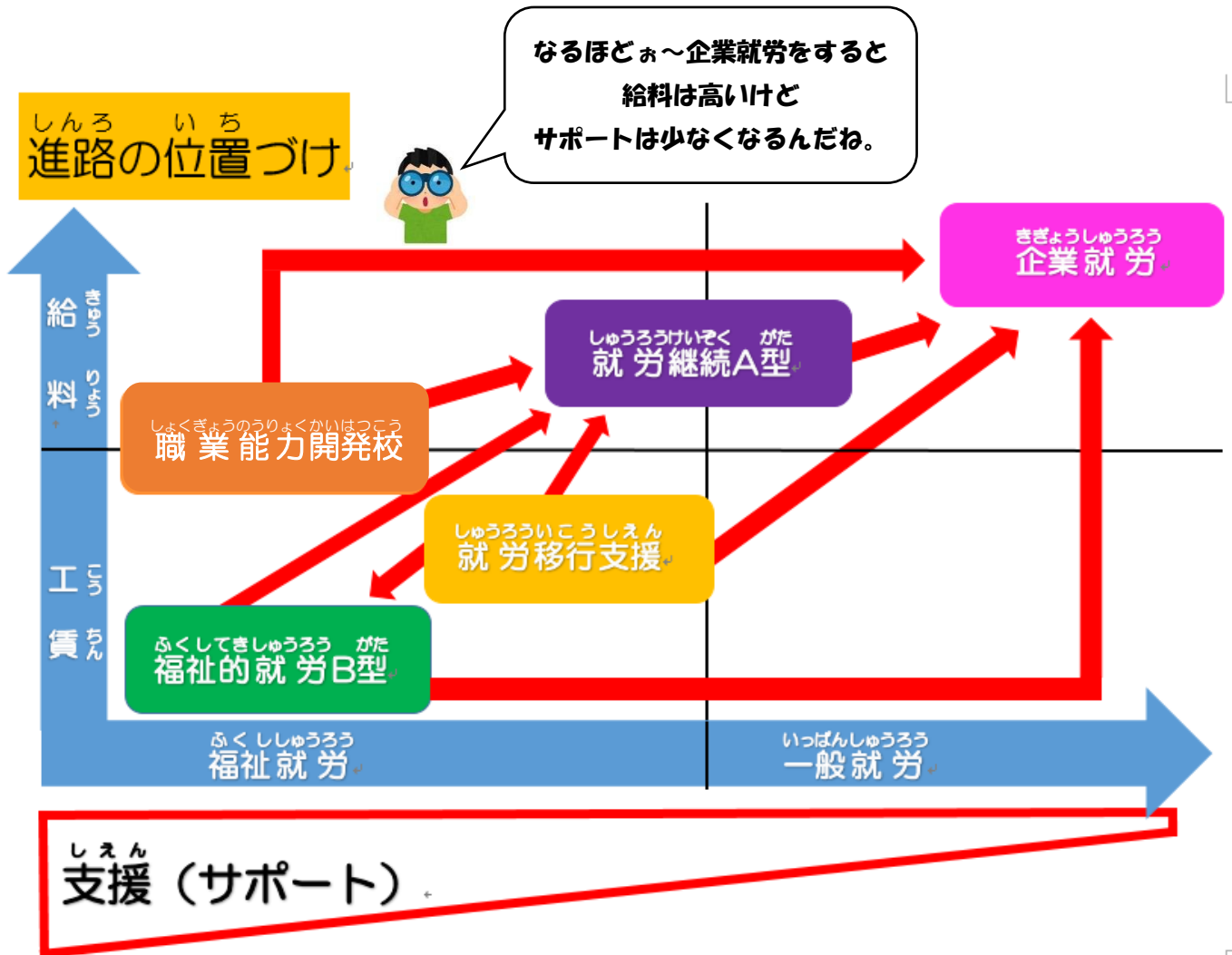
※キャリアパスポートは、各学期初め、学期末に家庭とのやりとりがあります

月	1年	2年	3年	
			福祉サービス希望者	一般就労希望者
4	キャリアパスポート、進路希望調査、個人懇談 第1回進路説明会			
5			高3進路面談	
6	高2・3生現場実習（6月）			
7	第2回進路説明会			
				・求職登録（7月）
			高3進路希望調査	
8	第1回進路指導委員会			
9				・重度判定（9月）
	就労アドバンスセミナー（9月）			
10	高1 職場見学		高3 現場実習（10月）	
	高1 校内実習			
11	高1・2進路希望調査			・ケース会議
12	第3回進路説明会			
			・利用手続き開始	
	キャリア検定（事務アシスタント1～3年生）（清掃3年生）			
1	高1・2現場実習（1月）		・特別実習	・特別実習 ・雇用契約（ハローワーク）
2	キャリア検定（清掃）			・就労支援機関への登録
	第2回進路指導委員会			
3	高1・2進路希望調査		高3卒業後の引き継ぎ	
	キャリアパスポート			・就職準備セミナー

高等部 卒業後の進路先について



※鶴南の卒業生で利用実績があった、長崎能力開発センターは令和5年度末に閉校となりました。九州には、国立の福岡障害者職業能力開発校と鹿児島障害者職業能力開発校があります。興味がある方は、進路指導部まで御連絡ください。



高等部卒業後の進路先（過去3年間）

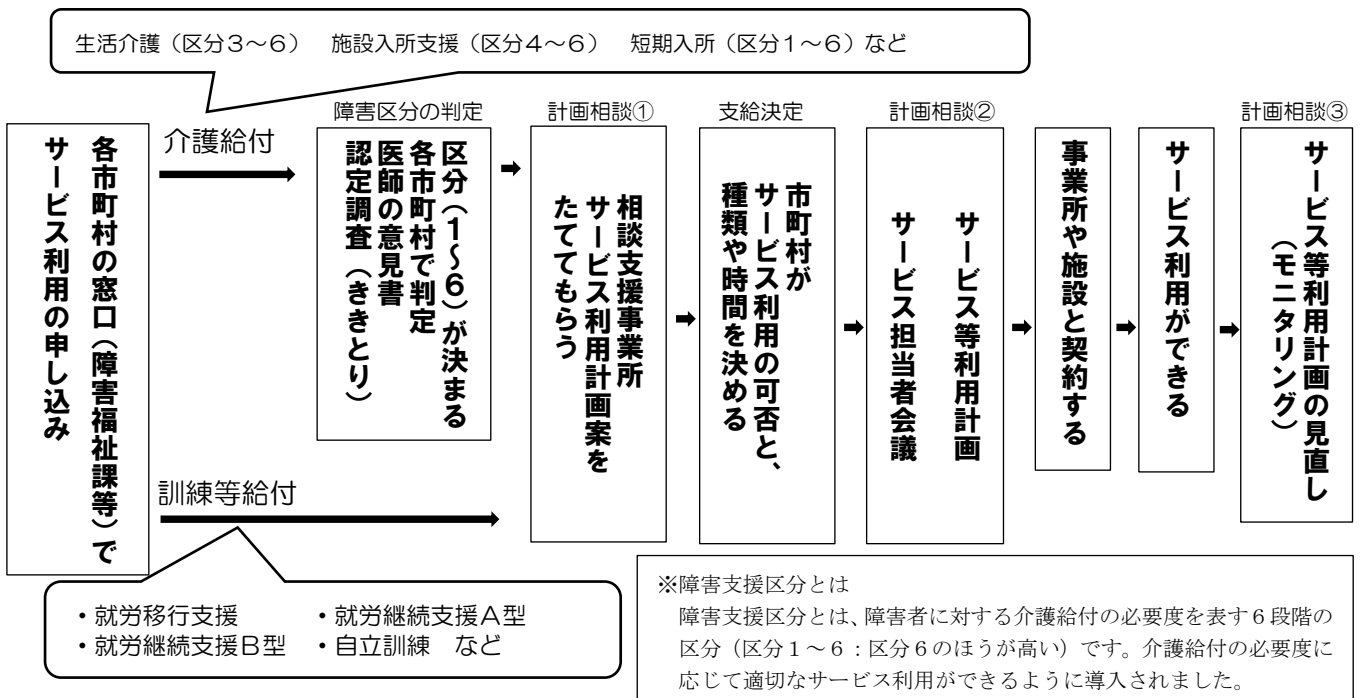
・日中活動の場

進路先	R3年度	R4年度	R5年度
一般企業	6	4	2
就労継続支援A型	2	0	1
就労継続支援B型	14	10	7
自立訓練	0	0	0
就労移行支援	0	1	0
生活介護	8	4	2
職業訓練校	1	0	0
その他	1	0	1
合計	32	19	13

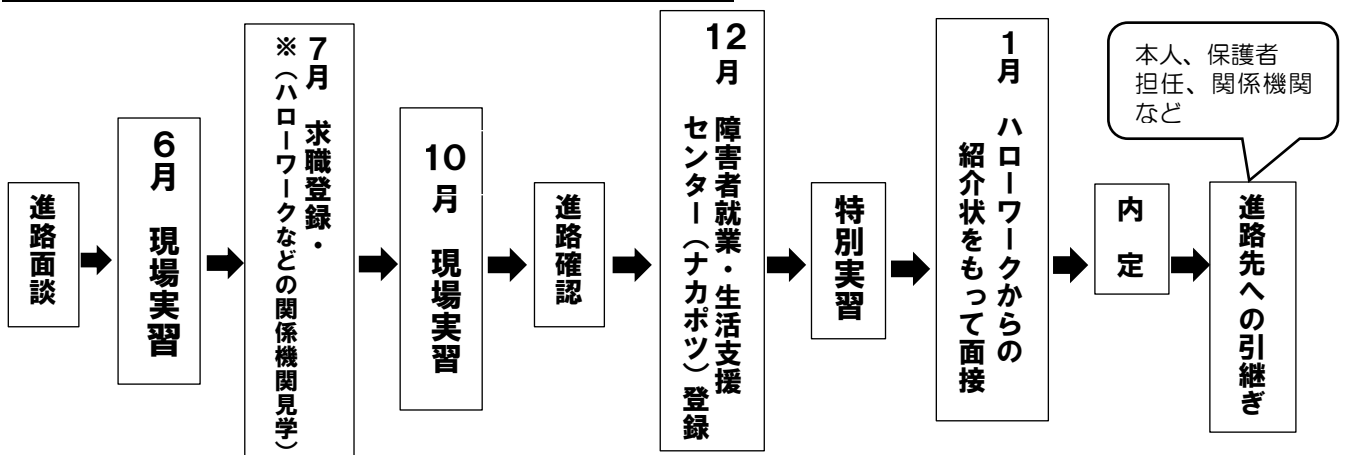
・生活の場

生活の場	R3年度	R4年度	R5年度
自宅	23	18	6
グループホーム	2	0	3
宿泊型自立訓練	1	0	1
施設入所支援	6	1	2
その他	0	0	1
合計	32	19	13

障害福祉サービス利用の手続きについて



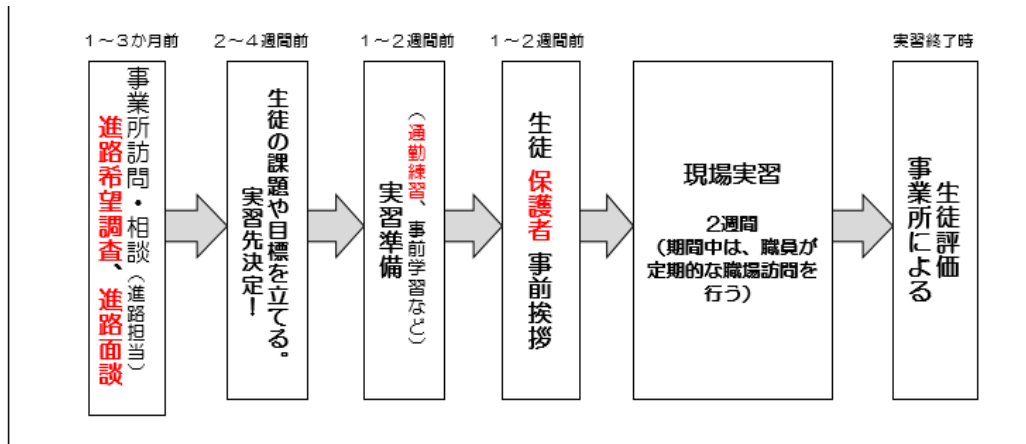
一般企業就労までの流れ（3年のみ）



現場実習の流れ

高等部では、3年間で5回の現場実習を実施します。

1年生では「知る」2年生では「考える」3年生では「決める」をテーマにして、進路実現に向けて学校を離れて2、3週間、現場（施設）でそれぞれの目標達成に向けてがんばります！



職場（実習先）開拓リーフレットや実習生紹介票などの活用

現場実習先の検討 ※卒業後の進路先を調べたいときも下記の要領

◎福祉事業所

- 1 長崎県、長崎市のホームページより 福祉事業所一覧を検索
 - 「障害福祉サービス等事業所一覧」から福祉事業所を探す。
 - 住まいの近くから事業所を絞っていく。
- 2 各事業所のホームページで確認してみる。（作業内容や送迎有無の確認など）
- 3 進路指導室のパンフレットで確認してみる。
 - ※パンフレットを見たい場合は、担任へご相談ください。
- 4 担任への相談。保護者間での情報交換。
- 5 施設見学
 - 施設見学をしたいときは、担任へ相談。
 - 学校（進路担当）が窓口となり、見学依頼をする。
 - 見学受け入れ可能かどうかは、各事業所で差がある。

◎企業

- 1 過去の進路先で探す。 希望の職種から探す。
 - ※担任へご相談ください。
- 2 保護者間での情報交換。 ハローワークで情報を集める。 家族、知人の紹介など。
- 3 担任への相談。 進路担当からの紹介。
 - ※障害者雇用の可能性がある企業がありましたら、ご紹介します。

重度判定について

本校では、3年生の7月にハローワーク長崎で求職登録を行います。その際に、あわせて希望者は「重度知的障害者判定」の申し込みを行います。

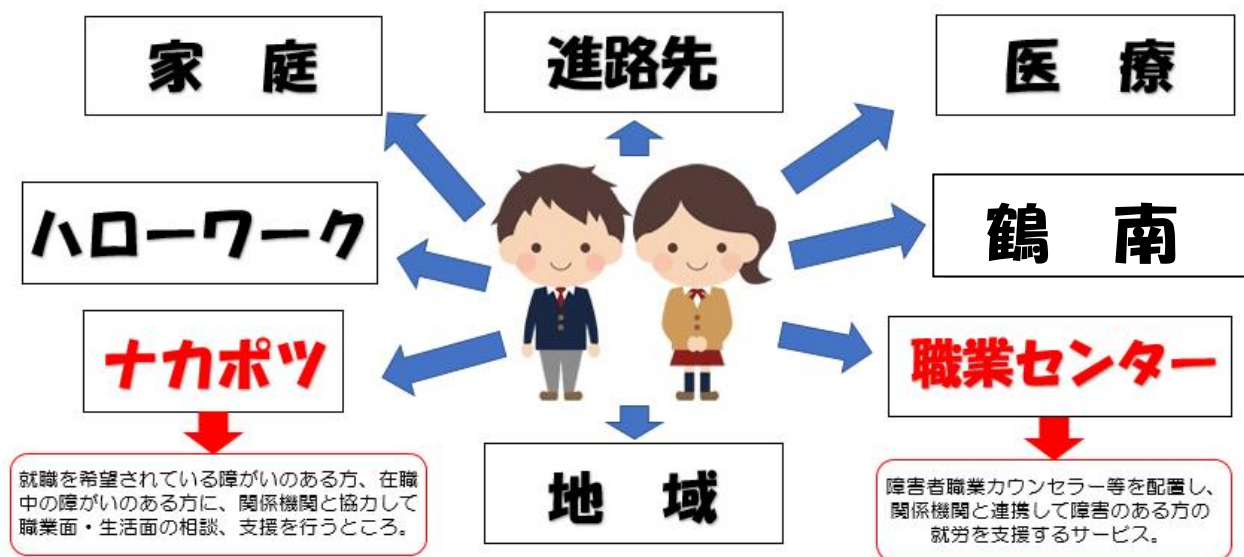
障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上「重度」であるかどうか判断するもので、知的障害が重度であることを判定するものではありません。知的障害の程度は療育手帳の等級で区分されており、障害の程度が重度であることを表すA1、A2の方は、この「重度知的障害判定」を受けることはできません。

申し込みはハローワークで行い、実際に判定を行うのは、長崎障害者職業センターになります。判定は、最初に、判定希望者が療育手帳を取得した「IQ照会」を行います。一定の基準を満たす方が、重度知的障害判定候補者となり、個別に「作業能力検査」と「社会生活能力検査」を受けます。保護者に対しても簡単なヒアリングがあります。

最終的に、「重度知的障害者」と判定された者を1人雇用すると、2人雇用していると見なすことができます。（障害者雇用率制度においてダブルカウント）また、雇用したことによって事業所が受け取ることができる特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給期間が長くなったり、金額が増加されたりします。判定を受けた者を雇用することは、事業所側にも大きなメリットになります。

「重度知的障害者」判定は、生涯有効となります。「重度知的障害者」と判定されなかった場合は、5年経過後に再判定を申し込むことができます。就職した後に、手厚い支援を長期間受けることができるので、雇用される側にもメリットがあると考えられます。本校では、療育手帳B1、B2の等級の生徒に「重度知的障害者判定」の申し込みをお勧めしています。

高等部卒業後の関係機関について



①長崎公共職業安定所（ハローワーク長崎）

（概要）

求職者には、就職（転職）についての相談・指導、適性や希望にあった職場の職業紹介、雇用保険の受給手続きや、求人受取などのサービスを行います。

②長崎障害者職業センター

（概要）

ジョブコーチを派遣し、障害のある方及び事業主に対して障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。作業面や対人面などスムーズな職場適応や職業生活の安定を高めるための支援をきめ細やかに実施します。事業主の方には、障害特性に応じた指導方法や職場での支援ノウハウの提供などの支援を行います。

③障害者就業・生活支援センターながさき（通称：ナカボツ）

（概要）

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

※就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所には、職業指導員や生活支援員が在籍するので、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターのジョブコーチ支援等を受けることはできません。

自立を目指す生活の場について

宿泊型自立訓練事業所

概 要	家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援の下、共同生活を行う住まいの場。
利 用 対 象 者	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害のある方または精神障害のある方。
1つの住居の利用者数	10名または20名
具体的な支援内容	・生活訓練 ・入浴、整容、着替えなどの支援 ・生活等に関する相談、助言 ・健康管理
利 用 料	平均4万～5万円
利 用 可 能 年 数	上限2年

グループホーム（共同生活援助）

概 要	障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場
利 用 対 象 者	・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方。 ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方。 ・施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある方など。
1つの住居の利用者数	平均5名程度
具体的な支援内容	介護を要しない方に対し、家事等の日常生活上の支援を提供
利 用 料	平均6万～8万円程度
利 用 可 能 年 数	上限なし

アパート等での一人暮らし

全国的に宿泊型自立訓練事業所やグループホームの数が不足し、利用を希望しても数年待たなければならないことも珍しくありません。このような状況は今後も続く見込みです。自宅で自立に向けて準備をし、ホームヘルプ（居宅介護）を利用しながらアパート等での一人暮らしをする方もいます。

特別児童扶養手当について

○通称「特児手当」という。国の制度で20歳の誕生日前日まで支給されます。手続きについては、住所地の市町村の窓口で申請するようになっていますが、障害の程度や所得制限により受給できない場合もあります。2級を受給できる障害の程度は中度となっています。厚生労働省のサイトの概要を一部引用します。

〈厚生労働省ホームページより〉

- 1 目的
精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
- 2 支給要件
20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
- 3 支給月額
1級 53,700円、2級 35,760円（1級は重度の方が対象）
- 4 支給期間
特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 5 所得制限
受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。
- 6 支給手続
住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

○特別児童扶養手当の申請には、医療機関において医師に「特別児童扶養手当認定診断書」（所定の様式）を書いてもらう必要があります。「知的障害や特別児童扶養手当に理解がある医師を見つける」ことも重要です。「特別児童扶養手当認定診断書」を書いてもらう病院については、必ずしもかかりつけの病院（医師）である必要はありません。病院の選択については先輩の親御さん等、周囲の経験者の方と情報交換をしながら慎重に行うことが大切です。

（病院に係る必要経費の例）

医療機関	診察代	診断書代（税込み8%）
U 心療内科	初診700円～未定	7,560円
K 心療内科・精神科クリニック	診察・診断書込み	6,000円前後
J 療所	約3,000～5,000円	6,480円

特別児童扶養手当を受けていたことが、20歳になってからの障害基礎年金の支給決定の審査の際に有利となります。まだ受給されていない方（所得制限での不支給は含まず）は、ぜひ特別児童扶養手当の受給を申請してください。

【申請窓口】

	窓 口	住 所	電話番号
長崎市	長崎市子育て支援課	長崎市桜町6-3（別館1階）	095-829-1270
諫早市	諫早市障害福祉課	諫早市東小路町7-1	0957-22-1500
長与町	長与町役場福祉課	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	095-801-5827
時津町	時津町役場福祉課	西彼杵郡時津町浦郷274-1	095-882-4533
西海市	西海市福祉課	西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷2222	0959-37-0069

障害基礎年金について

障害のある方が20歳以上になると特別児童扶養手当はなくなり、変わってある一定の条件を満たすと障害基礎年金を受給することができます。1級で85,000円程度、2級で月額約68,000円程度です。障害者基礎年金の受給は親亡き後の生活を支える大切な権利です。受給するためには申請が必要ですので、20歳になるまでにしっかり準備をして必ず申請するようにしてください。

◎手続き（20歳の誕生日前後）

◎申請場所 各地域の「年金事務所」

- ・長崎北年金事務所 長崎市稲佐町4-22 TEL 095-861-1354
- ・長崎南年金事務所 長崎市金屋町3-1 TEL 095-825-8701

※国民年金障害等級表に該当する程度の障害の状態にある方に支給されるため、必ずしももらえるとは限らない。

<参考資料>

- ・厚生労働省ホームページ
- ・長崎県福祉保健部障害福祉課ホームページ
- ・日本年金機構ホームページ
- ・社会福祉法人 南高愛隣 長崎能力開発センター ホームページ
- ・平成25年度版進路のしおり／長崎県立希望が丘高等特別支援学校進路指導部
- ・平成29年度版進路のしおり／長崎県立虹の原特別支援学校進路指導部
- ・令和2年度版進路の手引き／長崎県立鶴南特別支援学校時津分校

※順不同